

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税)(法人税:義、所得税:外)
		② 上記以外の税目
3	内容	《制度の概要》 都道府県立自然公園の特別地域又は都道府県自然環境保全地域の特別地区内で高度の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域等において、地方公共団体に土地を買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額は 1,500 万円又は当該譲渡所得のいずれか低い方とし、短期譲渡所得については 1,500 万円を控除する。
		《関係条項》 租特別法 第 34 条の2第2項第 24 号及び第 65 条の4第1項第 24 号
4	担当部局	環境省自然環境局・国立公園課、自然環境計画課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成 26 年～平成 30 年
6	創設年度及び改正経緯	昭和 54 年度創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた自然環境を有する都道府県立自然公園特別地域等について、地方公共団体による土地の買い取りを促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。
		《政策目的の根拠》 自然公園法 自然環境保全法 自然公園法第 72 条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち特別地域として指定された地域又は自然環境保全法第 45 条第 1 項に規定する都道府県立自然環境保全地域のうち特別地区として指定された地区で、特に高度な規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内においては、建築物の設置や木竹の伐採等を許可制とする公用制限はかけられているものの、特に重要な地域については地方公共団体が買い取りを行い、直接管理をすることで開発を避け、優れた景観や自然環境を保全する必要がある。

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2.自然環境の保全・再生
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地について、地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都道府県立自然公園および都道府県自然環境保全地域は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ地方公共団体として重要性を認める土地について買い取りが行われる。よって、地方公共団体が積極的に公有地化していくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。
9	有効性等	①: 適用数	—
		②: 適用額	—
		③: 減収額	—
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 適用件数は不明であるが、本措置によって、用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体の円滑な土地の買い取りが行われたと考えられる。当該地域を地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 当該地域を地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。
		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与する。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	上記特別控除がない場合、地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する民有地を所有するものに所得税・法人税の負担がかかることから、地方公共団体の買い取りが進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、現存する広大な民有地及び将来公園等の指定が予定されており地域における買い取りを進めるために、恒常的な措置とすることが必要である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	都道府県が、条例で定めるところにより指定する区域において、土地の買い取りを進めることによって、将来にわたって自然環境の適切な保全を図ることができる。
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月